

教育委員会臨時会議事日程

令和4年8月19日(金)午前10時00分

- 1 会議録の承認
- 2 一般報告・その他報告事項
令和4年度「横浜子ども会議」区交流会の開催について
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との連携・協力協定の締結について
- 3 審議案件
教委第18号議案 令和4年度横浜市指定文化財の指定及び指定解除について
教委第19号議案 3つの視点に基づく第4期横浜市教育振興基本計画策定に向けた考え方について
教委第20号議案 「令和3年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書」について
教委第21号議案 横浜市立学校条例の一部改正に関する意見の申出について
教委第22号議案 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に関する意見の申出について
- 4 その他

令和4年8月19日

教育委員会臨時会 一般報告

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

○8/18 令和4年度横浜市教育課程研究委員会 総則部会 研究協議会 全体会

○8/18 よこはま子どもピースメッセンジャー・子ども実行委員委嘱式

(2) 報告事項

○令和4年度「横浜子ども会議」区交流会の開催について

○独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との連携・協力協定の締結について

3 その他

横浜子ども会議(区交流会)を開催します

「横浜子ども会議」は10周年

「横浜子ども会議」は、子ども主体のいじめ未然防止の取組として、「だれもが安心して生活できるよう、いじめの問題に向き合い、自ら解決しようとする子ども社会」をめざし、全市立学校の児童・生徒が主体となって、話し合う場です。

「横浜子ども会議」では、各学校と小中一貫教育推進ブロック※(以下「中学校ブロック」)で話し合いと具体的な取組を、年間を通じて進めています。平成25年度にスタートしてから10年目を迎え、保護者や地域とともに進める「いじめ防止」の取組へと活動の幅を広げている中学校ブロックや区が増加してきました。

また、区ごとに開催する横浜子ども会議「区交流会」では、中学校ブロックでの話し合いや年間の取組について実践発表を行います。

※「横浜型小中一貫教育」(義務教育9年間の連続性のある教育の推進)を実践するため、1つの中学校と近隣小学校から構成されたグループ



▶区交流会の日程や取組の具体例は裏面へ

1 テーマと流れ

令和4年度テーマ

横浜子どもアクション(※)の具体的な取組を広げよう



『だれにとっても』居心地のよい学校づくり

※ 横浜子どもアクションとは、平成26年度の横浜子ども会議で策定されたアクション「想(おもい)～相手と心から向き合うための具体的な取組」のことです。

会議の流れ

横浜子ども会議(区交流会)

8月29日(月)～9月2日(金)【日程詳細は裏面】

小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の代表児童生徒が、区ごとに一堂に会し、中学校ブロックごとでテーマについて話し合ったことや取組実践について発表し合います。

横浜子ども会議 (中学校ブロック会議) 【通年】

- 地域の小中学校の子どもたちによる話し合い
- ・昨年度の取組内容や振り返り
- ・テーマについて話し合い、いじめ防止に向けた実践につなげる



高校 横浜子ども会議 【7月14日(木)】

- 市立高等学校、特別支援学校高等部の生徒による話し合い
- ・自校の取組について発表し合い、振り返るとともに、グループで協議
- ・区交流会に寄せるメッセージを決定

各学校の取組

会議の内容を受けて、各学校で子どもたちが主体的に取組を進めます。

【裏面あり】

2 参加者

市立小学校…各校より1名
市立中学校…各校より1名
義務教育学校…前期課程より1名、後期課程より1名
市立特別支援学校…参加を希望する学校より生徒1～2名程度

3 日程・会場

開催日	区	会場
8月29日(月)	西	西区役所
	都筑	都筑区役所 6階大会議室A・B
	戸塚	戸塚区役所 8階大会議室
	泉	泉区役所 4階会議室A B C
	瀬谷	瀬谷区役所 5階大会議室
8月30日(火)	鶴見	鶴見小学校体育館
	神奈川	神奈川区役所 B F 1 機能訓練室
	中	中区役所 701・702
	港南	港南区役所 601・602会議室
	保土ヶ谷	保土ヶ谷公会堂
	旭	旭公会堂
	磯子	磯子区役所 701・702会議室
	金沢	金沢区役所 3階1号会議室
	港北	大豆戸小学校 各教室
	緑	緑区役所 4階会議室
8月31日(水)	青葉	青葉区役所 4階会議室(401・402・403)
	南	南区役所
9月2日(金)	栄	栄区役所 101・102会議室

4 取組の具体例（令和3年度の実績）

青葉区 鴨志田中学校ブロックの取組

「だれにとっても居心地がよくなる」言葉を積極的に発信する取組として以下の活動を実施しています。

鴨志田緑小学校

鴨志田第一小学校

鴨志田中学校

やさしさいっぱい大作戦

各クラスで使いたい優しい言葉を決定



認め合いカード

素敵なお行動をしている人を見かけたらカードに書いてポストへ



メッセージカード

体育祭等、行事ごとに他クラスへの応援メッセージを作成



5 取材について 取材を御希望の場合は、各開催日の前日15時までに下記の問合せ先へご連絡ください。

6 その他 新型コロナウイルス感染症拡大状況によっては、オンライン開催等に変更する場合があります。

お問合せ先

教育委員会事務局人権教育・児童生徒課長 宮生 和郎 Tel 045-671-3706

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との連携・協力協定の締結について

1 趣旨

横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の充実及び特別支援教育に係る国の政策立案・施策の推進に寄与することを目的として、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所と連携・協力協定を令和4年7月28日に締結しました。

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の概要

我が国特別支援教育のナショナルセンターとして1971（昭和46）年に横須賀市に設置され、特別支援教育に関する研究のうち主として実際的な研究を総合的に行い、及び特別支援教育関係職員に対する専門的、技術的な研修を行うこと等により、特別支援教育の振興を図ることを目的としています。

2 協定書

裏面のとおり

3 令和4年度の連携・協力事業

- (1) 特別支援教育相談課における各種研修への講師派遣
- (2) 「学びラボ」を活用した研修講座、校内研修等による人材育成の充実
- (3) 外国につながりのある子どもの特別支援教育に関する研究への協力
- (4) 市立高等学校における通級による指導への助言

4 協定締結後の談話



【宍戸理事長】

【鯉渕教育長】

◆国立特別支援教育総合研究所 宮戸理事長
「本協定に基づいて、より一層、横浜市が設置する小中学校等と、共に実践的・実証的な研究に取り組むことにより、その研究成果が、全国の学校や教育委員会の課題解決に貢献できるものと確信しています。」

◆横浜市教育委員会 鯉渕教育長
「政令市として初めて国立特別支援教育総合研究所と連携・協力協定を締結できたことで、特別支援教育のさらなる充実や教職員の専門性の向上につながる契機となることを期待しています。」

裏面あり

横浜市教育委員会と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との
連携・協力協定書

横浜市教育委員会（以下「甲」という。）と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所（以下「乙」という。）は、相互に連携・協力を推進することに合意し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の連携協力による調査研究活動や教員研修等を通じて、横浜市立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）における特別支援教育の充実及び特別支援教育に係る国の政策立案・施策の推進に寄与することを目的とする。

（連携・協力の推進）

第2条 甲乙双方は、学校において、乙の研究成果等による専門的な知見を活用することにより、特別支援教育に係る専門性の向上を図るなど、甲乙双方の諸活動の充実・発展に資するため連携・協力を推進する。

（諸活動の具体的内容及び経費負担に係る協議）

第3条 前条における学校で実施する活動の具体的な内容及び経費の負担は、必要に応じて、その都度、甲乙協議の上、決定する。

（守秘義務等）

第4条 甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、本協定に基づく活動により知り得た情報は連携上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の書面による承認を得ずには、第三者に開示又は漏えいしてはならない。ただし、法令及び条例上公開又は開示する必要がある場合や官公庁により照会を受けた場合等、正当な理由があるときはこの限りではない。

2 甲及び乙は、本協定の有効期間終了後も、前項に定める守秘義務等の責務を負うものとする。

（協定期間）

第5条 本協定の有効期間は、締結日から令和6年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも更新しない旨の申出がない場合は、同一条件により1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（協定の解釈等）

第6条 本協定の解釈に疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方で協議するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和4年7月28日

甲 横浜市中区本町6丁目50番地の10
横浜市教育委員会
教育長

乙 横須賀市野比5丁目1番1号
独立行政法人国立特別支援教育総合研究所
理事長

鯉渕信也（自著）

宍戸和成（自著）

教委第 18 号議案

令和 4 年度横浜市指定文化財の指定及び指定解除について

横浜市文化財保護条例に基づく文化財の指定及び指定解除を次のとおり行う。

令和 4 年 8 月 19 日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

横浜市文化財保護条例（昭和 62 年 12 月横浜市条例第 53 号）第 6 条第 1 項及び同条例第 41 条第 1 項に基づき、表に掲げる文化財を横浜市指定文化財として指定及び指定解除したいので提案する。

1 指定

ア 有形文化財

名称	員数	所有者の氏名又は 名称	所在の場所
建造物			
永勝寺如来堂	1棟	宗教法人永勝寺	戸塚区下倉田町

2 解除

ア 史跡名勝天然記念物

名称	員数	所有者の氏名又は 名称	所在の場所
天然記念物			
鳴崎金子稻荷社の タブノキ	1本	個人	旭区西川島町

教育委員会資料
令和4年8月19日
生涯学習文化財課

令和4年度横浜市指定文化財の指定及び指定解除について

<資料>

- | | |
|---|-----|
| 1 横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定及び指定解除について（諮問） | 3頁 |
| 2 横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定及び指定解除について（答申） | 5頁 |
| 3 令和4年度 横浜市指定文化財候補概要 | 7頁 |
| 4 令和4年度 横浜市指定文化財指定解除候補概要 | 8頁 |
| 5 横浜市指定有形文化財 永勝寺如来堂 | 9頁 |
| 6 横浜市指定天然記念物 嶋崎金子稻荷社のタブノキ | 19頁 |

<参考>

- | | |
|---------------------|-----|
| 横浜市文化財保護条例（抜粋） | 24頁 |
| 第18期横浜市文化財保護審議会委員名簿 | 25頁 |

教生文第 730 号
令和 4 年 7 月 12 日

横浜市文化財保護審議会長 様

横浜市教育委員会
教育長 鯉渕 信也

横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定及び指定解除について(諮問)

横浜市文化財保護条例第 6 条第 1 項に規定する有形文化財の指定及び同条例第 41 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物の指定解除について、同条例第 56 条に基づき、別紙 2 件について諮問します。

1 令和4年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者	所在の場所
1	有形文化財	建造物	永勝寺 面掛如来堂	1棟	宗教法人 永勝寺	戸塚区下倉田町

2 令和4年度 横浜市指定文化財 指定解除候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者	所在の場所
1	史跡名勝天然記念物	天然記念物	鳴崎金子稻荷社のタブノキ	1本	個人	旭区西川島町

令和4年7月12日

横浜市教育委員会
教育長 鯉渕 信也 様

横浜市文化財保護審議会
会長 吉田 銅平

横浜市文化財保護条例に基づく市指定文化財の指定及び指定解除について（答申）

令和4年7月12日付教生文第730号で諮問のありました市指定文化財の指定及び指定解除につきまして、令和4年7月12日開催の横浜市文化財保護審議会において審議いたしました結果、別紙2件については、横浜市文化財保護条例第6条第1項に規定する有形文化財の指定及び同条例第41条第1項に規定する史跡名勝天然記念物の指定解除について該当する旨、意見の一致をみましたので答申します。

1 令和4年度 横浜市指定文化財 指定候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者	所在の場所
1	有形文化財	建造物	永勝寺如来堂	1棟	宗教法人 永勝寺	戸塚区下倉田町

2 令和4年度 横浜市指定文化財 指定解除候補

番号	種別	種類	名称	員数	所有者	所在の場所
1	史跡名勝天然記念物	天然記念物	鳴崎金子稻荷社のタブノキ	1本	個人	旭区西川島町

令和4年度 横浜市指定文化財指定候補 概要

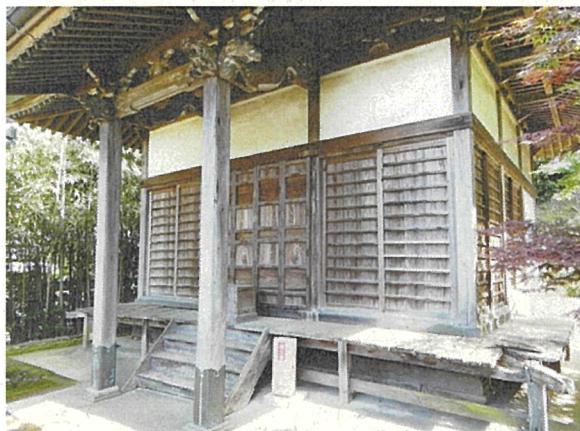
永勝寺 如来堂（建造物）《江戸時代》

- | | | | |
|---------|---------|-------------|----------------------------------|
| (1) 所有者 | 宗教法人永勝寺 | (2) 所在の場所 | 戸塚区下倉田町 |
| (3) 品目 | 一棟 | (4) 構造及び形式等 | 木造、桁行三間、梁間三間、
宝形造 銅板葺、正面一間向拝付 |

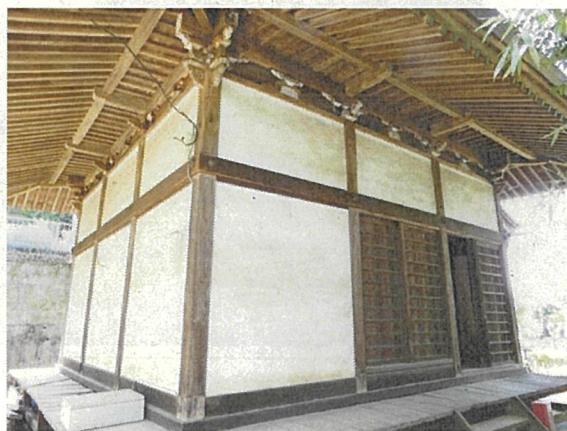
正面三間、側面三間のいわゆる方三間堂である。

堂内は後方二間分を上段とする空間区分と、柱列と天井による空間区分（前方二間分と後方一間分に二分する）という二つの捉え方ができる点が特徴で極めて珍しく、神奈川県内の近世社寺建築の実例において類例を見ない。

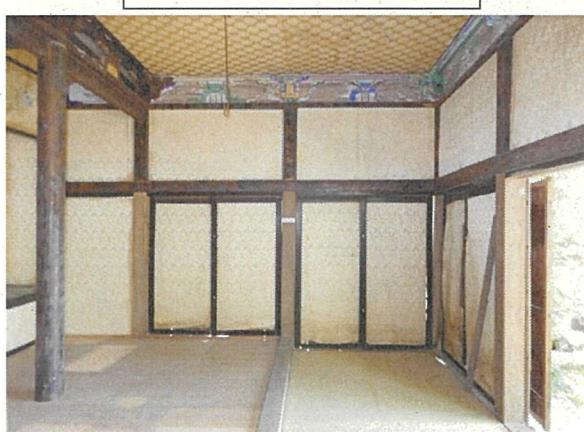
軒・屋根は改造されており、堂内塗装も後補と考えられるが、主要構造部と組物は向拝を含めて当初材を良く留め、扉も古式を伝えているなど、横浜市の近世社寺建築の様相を伝える貴重な実例である。



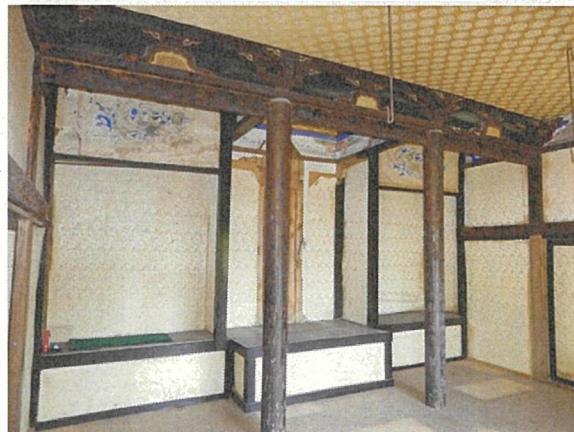
如来堂正側面



如来堂背側面



如来堂内部 西側面



如来堂内部 丸柱列奥の須弥壇と脇仏龕

令和4年度 横浜市指定文化財指定解除候補 概要

しまざきかね こいなり しゃ 鳴崎金子稻荷社のタブノキ（天然記念物）

- | | | | |
|----------------------|----|-----------|--------|
| (1) 所有者 | 個人 | (2) 所在の場所 | 旭区西川島町 |
| (3) 員数 | 1本 | (4) 樹種 | タブノキ |
| (5) 指定年月日 昭和63年11月1日 | | | |

文化財指定時である昭和63年当時では、樹高25m、胸高周囲6.25m、また樹冠の広がりは東西に24.3m、南北に24mのみごとな樹形の大木で、樹齢は300年と推定されていた。また原植生の主要樹種の一つであるタブノキは横浜市内の海岸近くの台地上のふるさと景観の象徴であったが、次第に数を減らし、全国的にもこのようないくつ大木のタブノキは極めて珍しい。

倒木・落枝の危険性に対する所有者や周囲住民の不安等から、所有者が安全対策として令和3年11月に伐採を実施し樹冠を喪失。伐採後、教育委員会宛て報告がなされ、文化財保護審議委員による現地確認を経て、7月5日所有者から滅失等届出書の提出がなされた。



文化財指定時の樹冠の様子



樹冠喪失前



樹冠喪失後

横浜市指定有形文化財（建造物）

1 名 称	永勝寺如来堂
2 員 数	一棟
3 指定年月日	令和4年8月25日（予定）
4 所在の場所	横浜市戸塚区下倉田町1021
5 所有者の氏名又は名称及び住所	宗教法人永勝寺 代表役員 田口 壽人
6 構造及び形式並びに高さその他大きさを示す事項	木造、桁行三間、梁間三間、宝形造、銅板葺、正面一間向拝付
7 建築の年代又は時代	安永3年（1774）
8 創建及び沿革	指定調書のとおり
9 むな札、墨書きその他参考となるべき事項	指定調書のとおり
添付するもの	写真及び図面

永勝寺は戸塚区下倉田に所在する浄土真宗大谷派寺院である。如来堂は南西へ深まる谷戸の麓、本堂東南にあたるやや高い場所に北面する。

寺蔵の『相州鎌倉郡山ノ内之庄下倉田村、龍臥山祥瑞院永勝寺、面掛如来笠乞太子、御相殿略縁起』(元文5年1740刊、文久3年1863再版、以後略縁起という)は「昔天台宗の名藍なりしが、祖師親鸞聖人関東行化のころ帰依して真宗の門下に列る」とある。

本尊は阿弥陀如来立像（高124.4cm、14世紀の鎌倉時代、通称「面掛如来」）である。また、正面向かって左脇仏龕の厨子に、神奈川県指定文化財の聖徳太子立像（高127.7cm、鎌倉時代、通称「笠乞太子」）を安置する。

如来堂は、正面三間（18.6尺、約5.64m）・側面三間（18.6尺）の方三間仏堂で、柱間はすべて6.2尺（約1.88m）とし、正面中央に一間向拝を設ける。屋根は宝形造・銅板葺で屋頂に露盤宝珠を備える。ただし、本来の屋根は茅葺で、昭和30年代に銅板葺に改めた。

建築年代に関する手掛かりは、寺蔵の過去帳当寺代々記に「安永七年戌年 安永三年如来堂建立ス者ハ淳雅代」という記述があるという（参考文献1）。如来堂の木鼻・蟇股・組物実肘木・向拝虹梁絵様・同海老虹梁絵様などの装飾細部は18世紀後期頃の特徴を示すので、現在の如来堂は安永3年（1774）の建築とみてよいだろう。

如来堂平面は、正面からみて二間後方に丸柱を2本立て、この丸柱列により堂内を前後二分する。そして丸柱列の後方中央間は箱型須弥壇を設け、両脇間は須弥壇よりも後退した位置に同高の箱型壇を備えた脇仏龕を設ける。この構成だけ見ると後方一間分が内陣で前方二間分が外陣のように見える。前方二間分は天井が一連であることも上記の判断に適応する。ただし丸柱列の内法下は開放で、間仕切は設けていない。

一方、堂内の床高に注目すると、正面から一間位置に床框を配し、後方二間分を上段とする。現住職によると、上段の前半部分は僧侶の座として用い、参拝者の座は正面一間部分の床の低い部分に限られるという。浄土真宗寺院仏堂は、内陣と余間を上段とする場合が多いので、その通例に倣うと上段区分が内

外陣境と見ることもできる。その場合、丸柱列より後方は内々陣という認識かもしだれない。

このように、永勝寺如来堂は小規模な方三間仏堂であるが、内部柱列と上段構えの構成が大きな特徴といえる。横浜市内および神奈川県下の近世三間仏堂を通覧した場合、唯一の存在といえる（表1）。

如来堂の外周部は、のべいしきそ 延石基礎上に面取り角柱（5.5寸角）を土台建し、貫・かくはしら 大引・おおびき 切目長押・きりめなげし 内法長押・うちのりなげし 頭貫・かしらぬき 台輪で繋ぐ。とだいだて 柱頂部は粧（先端をやや細く狭める加工）を施し、頭貫と台輪は木鼻を延ばす。組物は三斗枠肘木とし、外部の手先肘木は拳鼻を作る。中備（組物と組物の中間に備える装置）は幕股を配す。組物と中備は絵様割形付の実肘木を備えて軒桁を受ける。

柱間は、正面中央間に双折れ桟唐戸を藁座で吊り込み、正面両脇間と側面前から第一間と第二間は舞良戸引き違いとし、側面の後端間と背面各間は漆喰塗土壁とする。縁は四周に切目縁を巡らし正面中央に三級木階を設ける。東側面中央の三級木階は近年の設置で、木階は正面のみ設けていた。なお、現在の切目縁は四周同高で、切目長押も同高に取り付けているが、両側面の前から第二柱より後方は縁と切目長押が一段高い位置に取り付いていた。

向拝は唐戸面取の角柱（6.5寸角）を礎石建し、本堂正面柱と海老虹梁で繋ぎ、向拝柱同士は虹梁状頭貫で繋ぐ。向拝柱頂の木鼻は唐獅子と象の彫物を備え、組物は手挟を備えた連三斗で、中備は幕股とする。組物と中備は絵様割形付の実肘木を備えて軒桁を受ける。

如来堂内部は径7寸の丸柱2本を礎石建とし、丸柱と側面柱は貫・大引・頭貫・台輪で繋ぎ柱列を形成し、頭貫下は三間とも床面まで開放する。ここでは建具や壁の間仕切痕跡は認められず当初から頭貫下を開放する。丸柱位置の組物は三斗枠肘木で、中備は幕股を配す。ともに絵様割形付の実肘木を備える。

一方、丸柱と背面柱は大引・頭貫・台輪で繋ぎ、内陣中央の本尊安置空間を区画する。ただし現在頭貫は切除されている。また、頭貫位置より下方は脇仏

龕板壁が存在する以外は開放する。

床は全面板敷きで大引上に根太を配して床板を張る。ここで根太と床板に古材を留めるのは須弥壇と脇壇位置のみである。それ以外の根太と床板は近年の取替材で、正面一間分は床板上に絨毯を仮設する。現状の床面は、框・敷居の上面高さと差異があるので、本来の床面は畳敷きだった可能性があるが、丸柱は現状床面まで塗装されており、少なくとも堂内の塗装を行った時期以後は化粧板敷きとなった。

天井は、前方二間分について出組形式の組物で天井桁を支え、天井桁下面より少し上方にクロス張りの鏡天井を設ける。また、後方一間分は、中央間について天井桁より一段高くクロス張り鏡天井を設け、同脇間は天井桁よりもやや上方にクロス張り鏡天井を設ける。後方中央間は天井桁に棹縁痕跡が認められるので、本来は棹縁天井であったものを撤去して一段高い位置に天井を設置した。これ以外は旧天井下に合板下地を施してクロス張りしたと考えられるので、現天井上に旧天井が残っている可能性は高い。

須弥壇等の造作は、須弥壇両脇に旧脇仏龕柱の切断痕(3.8寸角)が残る。この柱は大引上から立ち、須弥壇や脇壇部材よりも部材の風合いが新しい。一方、脇仏龕の付柱は足固貫上から内法長押上までが古く、上方は補足材である。しかも補足材は台輪高さに仕口痕と継木があり、現状のように仏龕上端を天井まで延ばしたのは一時代降る。さらに仏龕正面は付柱と仏龕柱に扉吊の輪金具が残るので、両開き扉を設けていた時期がある。なお、現状の内法長押は付柱位置より後方が切断された痕跡がある。したがって付柱は脇仏檀の框を受けるために当初から設置されており、この時は内法長押が如来堂背面まで通っていた。そして最初に脇仏龕形式へ改造した際の仏龕柱は須弥壇脇に立ち、脇仏龕の上辺は如来堂頭貫高さで終わっていた。その後、仏龕柱を少し脇へ移動し、丸柱と背面柱間の頭貫を切除した際に、脇仏龕に両開き扉を設け、上辺を如来堂天井まで延ばし、内々陣の見え掛かりや内陣・外陣の塗装彩色を行ったと考えられる。この改造は、明治45年銘を有する本尊厨子(宮殿)を須弥壇上に安置するためと考えるのが妥当である。なお、現状の須弥壇前方の突出部が当初まで遡るか否か明確でない。

塗装・彩色は、外部の彫物・絵様をはじめ虹梁・海老虹梁の眉や錫杖彫に胡粉

下地が認められ、この部分は平彩色されていたことがわかる。この彩色が当初

まで遡るか否かは不明である。内部は、柱に素木と白檀塗の2種が認められ、長押は白檀塗である。そして組物と幕股は絵様のみ黒塗りした素木、白檀塗、彩色の3種類が認められる。琵琶板は彩色が認められる。現状脇仏龕内部の組物は絵様のみ黒塗りした素木で、これが内部の当初の状態である。したがって塗装についても明治45年銘の本尊厨子(宮殿)施工時に頭貫切除や天井かさ上げと合わせて改修されたとみるのが妥当である。すなわち明治45年の本尊厨子施工は、如来堂にとって須弥壇と脇仏龕の改修、須弥壇上の天井かさ上げ、内部全体の塗装彩色の新設などを伴う大がかりなものであった。外周部の縁と切目長押の改修もその時かもしれない。

軒は出桁造の出桁前方に一軒半繁垂木を配した「せがい軒（和船の船柵に
ちなむ）」で、出桁造の小天井は垂木配置に揃えて根太を配する。垂木先端には
茅負・裏甲を重ねる。このうち、軒桁までは当初材と認められるが、出梁以上
は茅葺き屋根を銅板葺きに改造した昭和30年代に造り替えているようである。
ただし、向拝の海老虹梁や手挟のおさまりから見て、現状の出桁位置は旧状を
踏襲した可能性が高い。

なお、略縁起は如来堂を入母屋造・茅葺きに描くが、茅葺き時代の具体的な
屋根形式は明確でない。現状の天井に改め口がないので小屋組が確認できない
が、今後の屋根修理機会などに小屋組を確認すれば、原形の把握は可能と考え
られる。

- 以上をふまえると、永勝寺如来堂の文化財的価値は以下のように総括できる。
- ・近代以降の改造や改修が軒・屋根・縁廻り・内陣廻り・天井・床など広範囲に及んでいるものの、軒桁以下は建築当初の部材が残り、平面規模は向拝も含めて当初規模を良く留めている。
 - ・建築年代は、装飾細部の様子や部材の経年状況から判断して、寺蔵記録が伝える安永3年（1774）が妥当である。
 - ・上記年代における近世仏堂は少なからず現存するが（表2）、永勝寺如来堂は神奈川県下の近世三間仏堂の中で上段構えと柱間区分による堂内空間構成に大きな特徴を持ち、同様な例は他に確認できない。また、この空間特性が浄土真宗仏堂に由来するものか否かは明確ではないが、浄土真宗の近世三間仏堂は遺

構自体が少ない（表2の60件中永勝寺如来堂が唯一）。こうした点からも貴重な現存例として注目すべきである。

したがって、軒・屋根の改造が大きいものの、横浜市の近世社寺建築の様相を伝える貴重な実例として継承していくべき存在である。

参考文献

- 『横浜の近世社寺建築—横浜市近世社寺建築調査報告書— II 寺院編』(横浜市教育委員会文化課、平成3年度)
- 『神奈川県近世社寺建築調査報告書』(神奈川県教育委員会、平成5年3月)
- 『新横須賀市史 別編 文化遺産』(横須賀市、平成21年6月)

表1 神奈川県下の近世3間仏堂整理表（平面の特徴）										網部は文化財指定物件数の内数				
	床なし (土間式)		床あり										合計	
3間仏堂	6	3	15	3	19	1	19	2	1	永勝寺如来堂	54	6	60	9

参考文献1～3をもとに大野敏作成。

表2 神奈川県下の近世3間仏堂整理表（年代と文化財指定）								網部は文化財指定物件数の内数						
	永勝寺如来堂(安永3年1774)は18世紀後半に分類される													
	16世紀 後半	17世紀 前半	17世紀 後半	18世紀 前半	18世紀 後半	19世紀 前半	19世紀 後半	小計						
3間仏堂	1	1	2	2	13	3	7	2	18	11	8	1	60	9

※推定年代が各世紀の中期とされているものは「後期」に含めた

参考文献1～3をもとに大野敏作成

永勝寺如来堂 写真



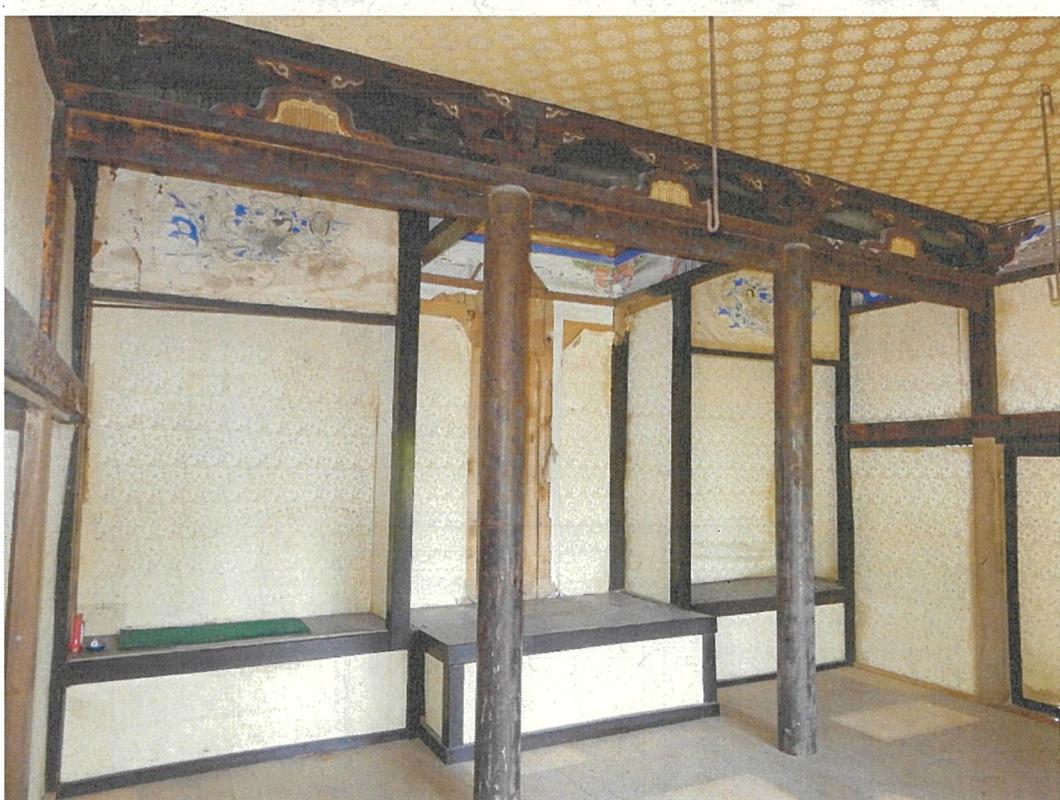
前面



側背面（南東側）



如来堂内部 西側面



如来堂内部 丸柱列奥(内陣)の須弥壇と脇仏龕

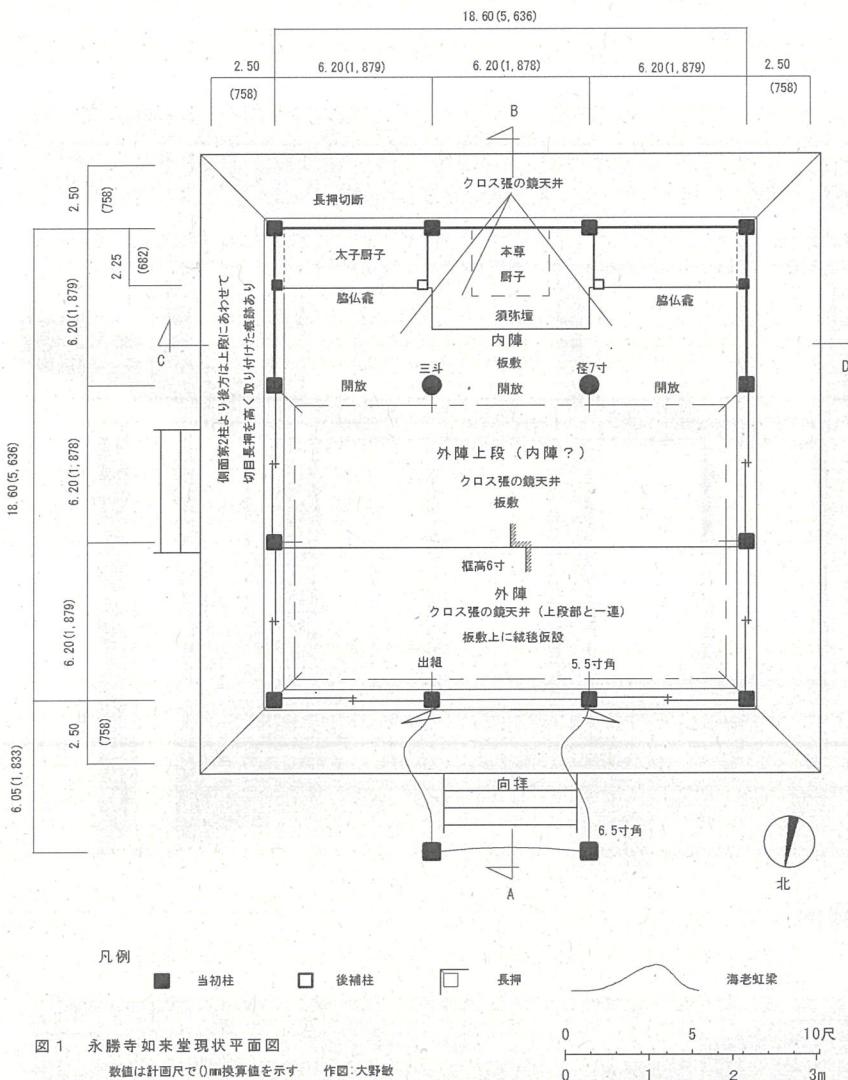


図1 永勝寺如来堂現状平面図
数値は計画尺で0mm換算値を示す 作図:大野敏

0 1 2 3m
10尺

凡例

■ 当初柱 □ 後補柱

□ 長押

海老虹染

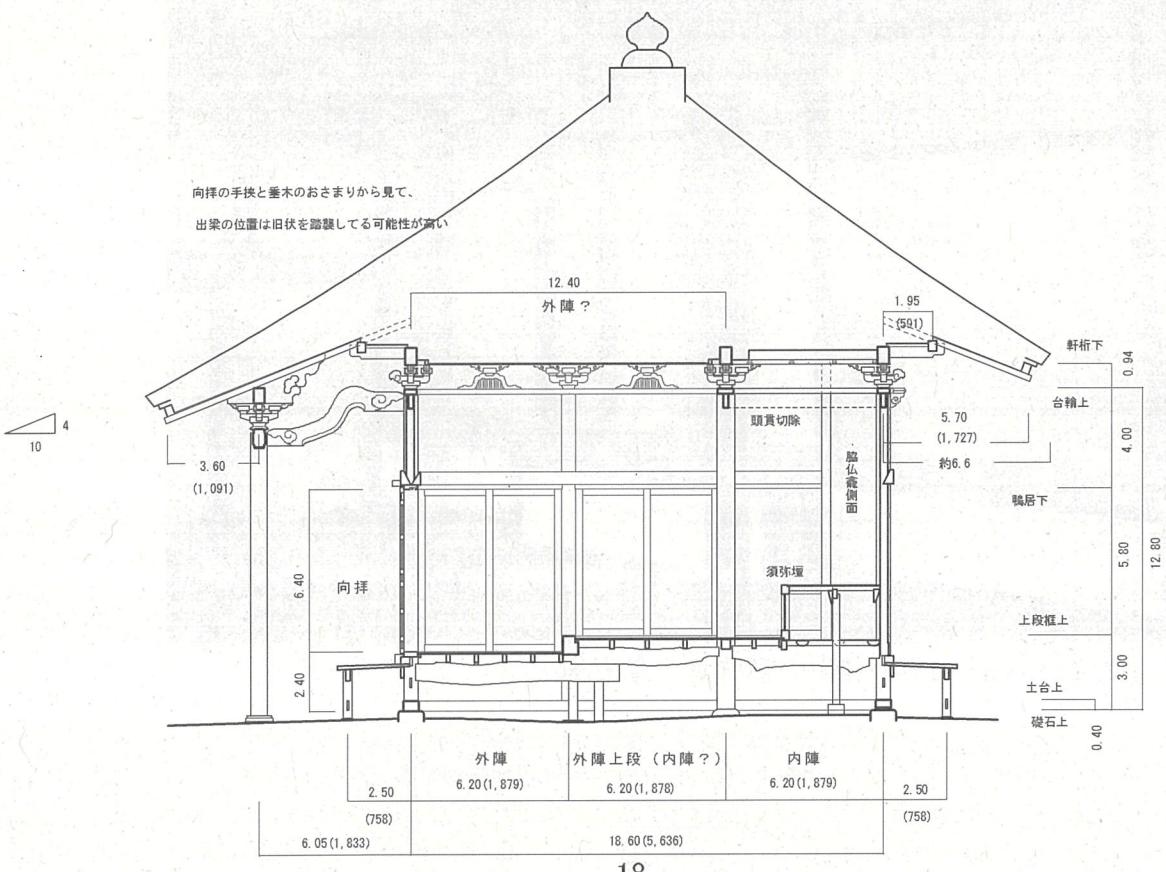
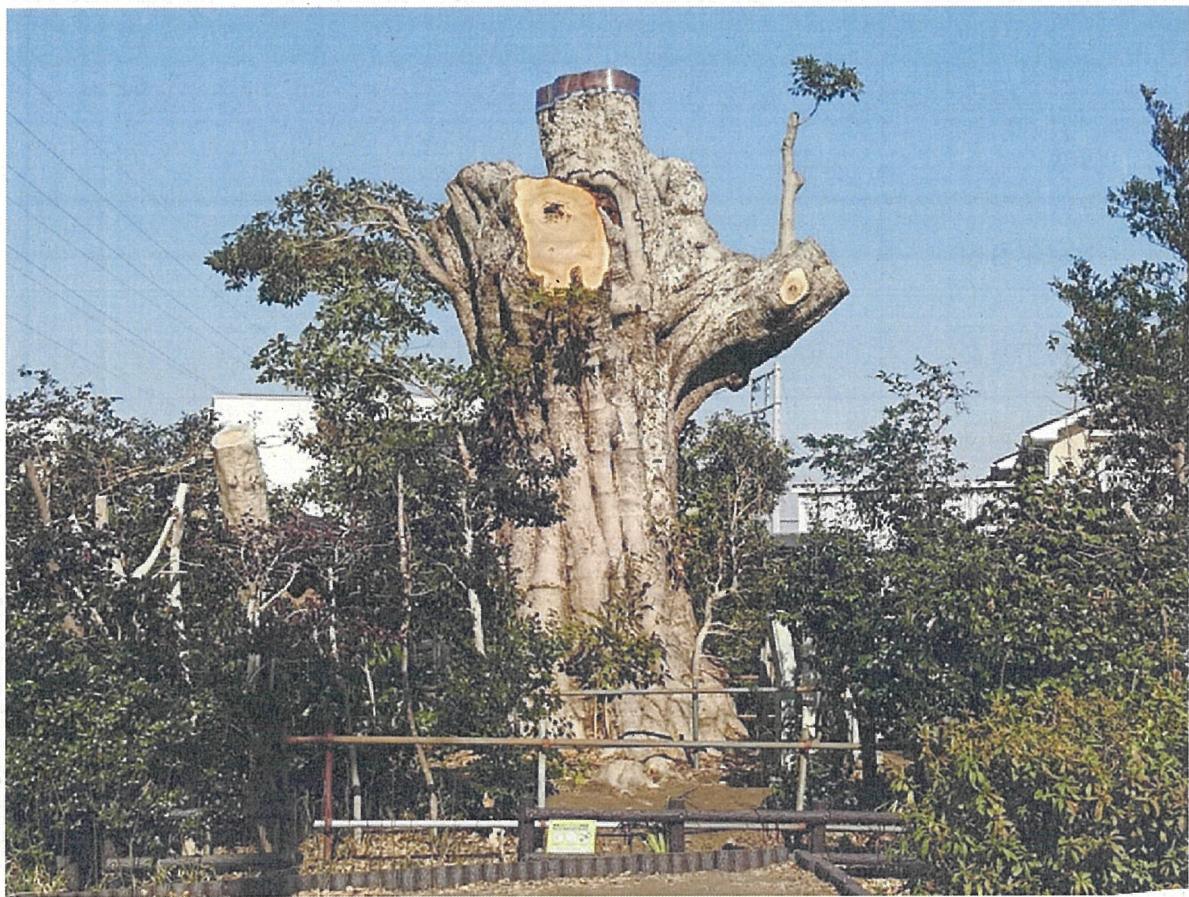


図2 永勝寺如来堂現状梁行断面図 (A-B断面)
数値は計画尺で0mm換算値を示す 作図:大野敏 屋根は外観観察に基づく概形を描く

横浜市指定記念物 天然記念物

1 種別及び名称	鳴崎金子稻荷社のタブノキ
2 品数	1本
3 指定年月日	昭和63年11月1日
4 解除年月日	令和4年8月25日（予定）
5 所在の場所	横浜市旭区西川島町 [REDACTED]
6 所有者	[REDACTED]
7 解除の理由	伐採による樹冠の喪失
8 経緯	<p>倒木・落枝の危険性に対する所有者や周囲住民の不安等から、所有者が安全対策としてタブノキ伐採を実施した。</p> <p>伐採後、横浜市教育委員会宛て報告がなされ、文化財保護審議会委員による現地確認を経て、7月5日所有者から滅失等届出書の提出がなされた。</p> <p>令和3年3月：所有者から横浜市教育委員会宛て、安全対策としてタブノキ伐採の意向が伝えられる。横浜市教育委員会からは可能な限り伐採を避け、手入れを行う場合現状変更手続が必要な旨を回答。</p> <p>令和3年4月26日：文化財保護審議会記念物部会にて状況報告。</p> <p>令和3年7月5日：文化財保護審議会委員による現地確認実施。 適切な措置（土壤入替・空洞樹脂充填・添木等）により、弱った樹勢を取り戻せる可能性があることから、伐採の判断は尚早との見解が示された。</p> <p>令和3年8月上旬：横浜市教育委員会から所有者宛て見解を報告。</p> <p>令和3年11月上旬：大雨等自然災害への不安から、所有者が安全対策としてタブノキ伐採を実施。</p> <p>令和3年11月22日：所有者から横浜市教育委員会宛てタブノキ伐採報告がなされる。</p> <p>令和4年2月8日：文化財保護審議会委員による現地確認実施。</p> <p>令和4年7月5日：所有者、横浜市教育委員会にて調整のうえ滅失等届出書を提出。</p>
9 その他参考となるべき事項	
添付するもの	指定調書・写真

○伐採後の状況



○伐採後の状況（広域）



種 別	横浜市指定天然記念物
名 称	鳴崎金子稻荷社のタブノキ
種 別	天然記念物
所 在 地	横浜市旭区西川島町 [REDACTED]
所 有 者	[REDACTED] 外
区 域	横浜市旭区西川島町 [REDACTED]
指定年月日	昭和63年11月1日
指 定 調 書	別紙のとおり
摘 要	

指定調書

鳴崎金子稻荷社のタブノキ

関東ロームの堆積によって形成されたクロボコとよばれる土壌の深い台地上の竹林と畑の間にひときわ目立つタブノキの単木がそびえている。樹高25m、胸高周囲6.25m、また樹冠のひろがりは東西に24.3m、南北に24mのみごとな樹形を形成している。樹齢は約300年と推定される大木である。樹勢は旺盛で枝葉もよく茂り、地域景観の象徴となっている。

日本の常緑広葉樹の代表的な樹種であるタブノキ (*Persea thunbergii* Koes term) は、かつて関東以西の海岸から15~20kmの沿海部で、土壌が深く、適湿な立地に広く照葉樹林として発達していた。このような恵まれた地域は耕作地として早くから使われてきた。したがって今日ではタブノキ林はもとより、この鳴崎・金子稻荷社のタブノキのような古木は単木的にもきわめて限られている。タブノキは横浜の原植生の主要樹種の一つであり、横浜市内でも海岸近くの台地上を覆うふるさと景観の象徴であった。しかし、耕作の発達と住民の増大により次第にその姿を消し、現在では全国的に見てもこのような大木として残されている例は極めて珍しくなっている。したがって横浜市の自然植生、自然的文化史とのかかわりあいなどの研究、また教育の対象としてもきわめて重要である。

なお、かつて広大なタブノキ林を形成していた単木のこのタブノキの老大木を維持するためには、林床にタブノキ林の構成種であった低木、草本植物などを密植し、小樹林的形で残すことが望まれる。



横浜市文化財保護条例（抜粋）

(指定)

第 6 条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財(法第 27 条第 1 項の規定により重要文化財に指定されたもの及び神奈川県文化財保護条例(昭和 30 年神奈川県条例第 13 号。以下「県条例」という。)第 4 条第 1 項の規定により神奈川県指定重要文化財に指定されたものを除く。)のうち、市にとつて重要なものを横浜市指定有形文化財(以下「市指定有形文化財」という。)に指定することができる。

(解除)

第 41 条 教育委員会は、市指定史跡名勝天然記念物が市指定史跡名勝天然記念物としての価値を失った場合その他特別の理由がある場合には、その指定を解除することができる。

(審議会への諮問)

第 56 条 教育委員会は、次に掲げる事項については、あらかじめ、審議会に諮問するものとする。

- (1) 市指定有形文化財の指定及びその指定の解除
- (5) 市指定史跡名勝天然記念物の指定及びその指定の解除

○指定された場合の主な取り扱い

(所有者の変更等)

第 9 条 所有者が変更したときは、新所有者は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(滅失、き損等)

第 10 条 市指定有形文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者がある場合は、その者。以下次条において同じ。)は、速やかに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。

(管理又は修理の補助)

第 12 条 市は、市指定有形文化財の管理又は修理につき多額の費用を要し、所有者がその負担に堪えない場合その他特別の理由がある場合には、その費用の一部に充てさせるため、当該所有者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(現状変更等の制限)

第 16 条 市指定有形文化財に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。ただし、現状の変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

(修理の届出等)

第 17 条 市指定有形文化財を修理するときは、所有者は、あらかじめ、その旨を教育委員会に届け出なければならない。ただし、第 12 条第 1 項の規定による補助金の交付、第 14 条第 2 項の規定による勧告又は前条第 1 項の規定による許可を受けて修理を行う場合は、この限りでない。

第18期横浜市文化財保護審議会委員

※五十音順、敬称略

No.	氏名	現勤務先・役職等
1	あいざわ まさひこ 相澤 正彦	成城大学教授
2	おおの さとし 大野 敏	横浜国立大学大学院教授
3	おおやつ さなえ 大谷津 早苗	昭和女子大学教授
4	かしま まさる 加島 勝	大正大学特任教授
5	くるしま のりこ 久留島 典子	神奈川大学教授
6	たかはし のりこ 高橋 典子	シルク博物館副館長
7	てづか なおき 手塚 直樹	青山学院大学名誉教授
8	にしおか よしふみ 西岡 芳文	上智大学特任教授
9	はっとり つとむ 服部 勉	東京農業大学教授
10	ひらの たくじ 平野 卓治	日本大学教授
11	ふじわら かずえ 藤原 一繪	横浜市立大学特任教授
12	ほしの れいこ 星野 玲子	鶴見大学教授
13	みずぬま よしこ 水沼 淑子	関東学院大学名誉教授
14	みどうしま ただし 御堂島 正	大正大学特任教授
15	やすむろ さとる 安室 知	神奈川大学教授
16	やまもと つとむ 山本 勉	鎌倉国宝館長
17	よしだ こういち 吉田 鋼市	横浜国立大学名誉教授

(任期：令和4年6月1日から令和6年5月31日まで)

教委第 19 号議案

3つの視点に基づく第4期横浜市教育振興基本計画策定に向けた考え方について

「3つの視点に基づく第4期横浜市教育振興基本計画策定に向けた考え方」を次のとおり作成する。

令和4年8月19日提出

教育長 鯉渕 信也

提案理由

「横浜教育ビジョン 2030」（2018（平成 30）年策定）の具現化に向けたアクションプランである「第 4 期横浜市教育振興基本計画」（以下、「第 4 期計画」という。）の策定にあたって、「一人ひとりを大切に」「みんなの計画・みんなで実現」「E B P M の推進」の 3 つの視点に基づく第 4 期計画の策定に向けた考え方を別添案のとおり作成する。

3つの視点に基づく
第4期横浜市教育振興基本計画
策定に向けた考え方
(案)

目 次

1 計画策定の趣旨	P 1
2 横浜市が策定した他の計画等との関係	P 1
3 横浜教育ビジョン 2030	P 2
4 計画の構成	P 2
5 第3期計画以降の横浜市の教育の主な状況変化等	P 3
6 第4期教育振興基本計画の視点	P 4
7 計画体系	P 7
8 今後のスケジュール案	P 7

<参考>

第4期横浜市教育振興基本計画の3つの視点の具体化に向けて（イメージ図）

1 計画策定の趣旨

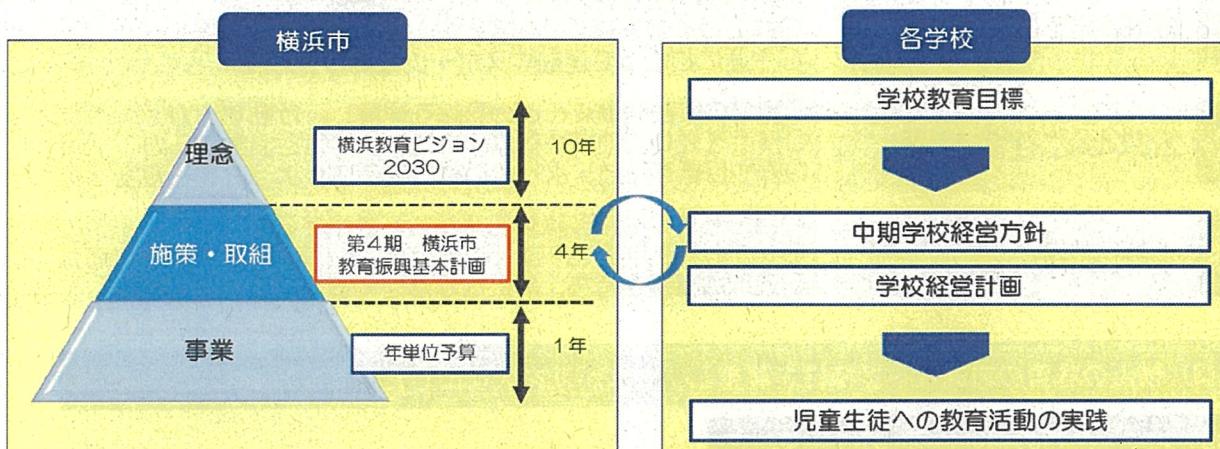
(1) 本計画の位置付け

「第4期横浜市教育振興基本計画」（以下「4期計画」と言う）は、2030年頃の社会を見据えて、横浜の教育が目指すべき姿を描いた「横浜教育ビジョン2030」（2018（平成30）年策定）のアクションプランです。また、教育基本法第17条第2項に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として位置付けます。¹

(2) 市立学校との関連について

各学校においては、「横浜教育ビジョン2030」に定める、「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指して学校教育目標を設定し、目標を達成するためのアクションプランとして、3か年の中期学校経営方針及びそれに基づく毎年の学校経営計画や各種プランを作成しています。

市全体で教育の方向性を共有し、教育政策を連携させることにより、質の高い教育につなげるために、各学校では第4期教育振興基本計画を鑑みて学校経営計画を作成することが大切です。なお、教育委員会においても、学校現場の状況を丁寧に把握・支援するよう努めていきます。



(3) 計画期間

4年間：2022（令和4）年度～2025（令和7）年度

2 横浜市が策定した他の計画等との関係

4期計画の策定に当たっては、「横浜市中期4か年計画」及び「横浜市の持続的な発展に向けた財政ビジョン」や他の計画と関連する部分について整合を図ります。



¹ 「横浜市教育大綱」は、市として一貫性をもって教育行政を推進するために、令和4年度以降は本計画の一部をもって代えることが、令和3年度横浜市総合教育会議において決定されました。

3 「横浜教育ビジョン 2030」

(1) 横浜の教育が目指す人づくり

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人

(2) 横浜の教育が育む力

「自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人」の育成を目指し、子どもに身に付けてほしい力を五つの視点「知」「徳」「体」「公」「開」で表し、相互に関連付けながらバランスよく育んでいきます。

知 生きて はたらく知

- 基礎・基本を身に付け、自ら問題を見出し、よりよく解決する力
- 主体的に考え、意欲的に学び続ける力
- 知識や経験を活かし、知恵をはたらかせて生きる力

徳 豊かな心

- 自分を大切にし、しなやかに生きる力
- 自分を律する態度と人を思いやる優しさ
- 「本物」に触れることで育む豊かな感性

体 健やかな体

- 自ら健康を保持増進しようとする態度
- 体力づくりを通じ、心身ともにたくましく生きる力
- 生涯にわたって運動やスポーツに親しむ態度

公 公共心と社会参画

- 自分の役割や働くことの意義を理解し、行動する力
- 横浜を愛し、地域や社会のために、他者と協働する力
- 夢や目標を持ち、よりよい社会を創造しようとする態度

開 未来を開く志

- 自分を見つめ、多様性を尊重し、共生する力
- グローバルな視野を持ち、持続可能な社会の実現に向けて行動する力
- 進取の精神を持ち、新たな価値を創造しようとする態度

(3) 横浜の教育の方向性～多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進します～

方向性1 子どもの可能性を 広げます

主体的な学び 創造に向かう学び 支え合う風土 学びと育ちの連続性

方向性2 魅力ある学校をつくります

安心して学べる学校 社会とつながる学校 いきいきと働く教職員 学び続ける教職員

方向性3 豊かな教育環境を整えます

安全・安心な環境 地域とともに歩む学校 市民の豊かな学び

方向性4 社会全体で子どもを支えます

家庭教育の支援 多様な主体との連携・協働 切れ目のない支援

4 計画の構成

「横浜教育ビジョン 2030」が示す教育の方向性に基づき、柱と施策を示します。（本計画の柱は、ビジョンの方向性に示される取組を一部統合して構成します。）施策ごとに、「指標」「主な取組」「想定事業量」を掲げ、PDCA サイクルに基づき、進捗管理を行います。



5 第3期計画以降の横浜市の教育の主な状況変化等

第3期横浜市教育振興基本計画期間においては、持続可能な学校への変革及びEBPMの推進を基本姿勢に、新学習指導要領の全面実施を見据え、横浜教育ビジョン2030が掲げる「自ら学び 社会とつながりともに未来を創る人」の育成を目指す教育を着実に推進してきました。一方、同計画期間内においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大を筆頭に、前例のない変化にも直面したほか、多様な教育的ニーズへの対応等の従来からの課題については、一層の取組が求められており、第3期計画の総括等を踏まえた令和の時代にふさわしい計画の策定が求められています。

◆新型コロナウイルス感染症による影響

新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年春の市立学校一斉臨時休業、6月からの段階的な教育活動の再開、令和3年夏の分散登校をはじめ、前例のない対応が多数生じました。臨時休業や分散登校の期間中、各学校においては、保護者等のご協力をいただきながら、児童生徒の健康状態や家庭での学習状況の把握に努めました。また、家庭で過ごすことが困難な児童生徒の居場所の確保を目的とした「緊急受入れ」や「校庭開放」を実施しました。さらに、家庭での学習習慣の定着、学びの保障を目的とした双方向のICTを活用したオンライン学習など、児童生徒への支援に取り組んできました。現在は消毒や換気等の「3密」を避けるなどの感染対策を行いながら教育活動を継続しています。

◆新学習指導要領に基づく主体的・対話的で深い学びとGIGAスクール構想による1人1台端末の整備

横浜市では、令和2年度から全面実施された新学習指導要領に基づき、各学校において「主体的・対話的で深い学び」の実現に取り組んできました。また、国において、当初令和5年度までとしていた1人1台端末の整備が令和2年度中へ前倒しとなったことを受け、横浜市では令和2年9月に「横浜市におけるGIGAスクール構想」を公表しました。構想に基づき、端末や校内LAN等のICT環境を整備するとともに、今までの横浜の教育と最先端のICTのベストミックスを図りながら、多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく、「個別最適な学び」と「社会につながる協働的な学び」を実現する取組を行っています。

◆国における教育政策の主な動き及び横浜市の抱える課題等

小学校の学級編制標準の段階的な引き下げ（35人学級）や学校における働き方改革の推進、教育ビッグデータを活用した教育DXの推進をはじめとした国における政策を受け、横浜市でもより良い教育の実現に向けた取組を推進してきました。

また、横浜市においては、特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒等、多様できめ細かな支援に対するニーズは増加し続けていることに加え、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の趣旨等を踏まえ、教育と福祉・医療分野の連携がますます重要になっていきます。さらに、いじめ等児童生徒が抱える様々な課題の早期発見・早期対応に向け、引き続き取り組んでいくことも必要です。

グローバル化の進展やSDGsを通じた持続可能な社会の実現に向けた取組の要請等を踏まえ、英語教育及び国際理解教育の推進や、課題発見・課題解決力の育成も引き続き重要です。

さらに、子どもたちの学びを支える安全・安心な教育環境の実現に向け、学校施設の老朽化が進行している現状を踏まえ、計画的な建替えを含む環境改善等を進める必要があります。

中学校給食については、令和3年4月より学校給食法上の給食（デリバリー型）の提供を開始し、令和4年4月の喫食率は30.1%となっています。

6 第4期教育振興基本計画の視点

一人ひとりを大切に

子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にし、「だれもが」「安心して」「豊かに」の人権尊重の精神を基盤とする教育を推進するとともに、それぞれの資質・能力を育成します。

みんなの計画・ みんなで実現

複数で子どもに関わる体制の強化及び、家庭・地域・関係機関・民間企業・NPO等との連携・協働により、チーム横浜で子どもを育てます。

EBPM※の推進

「横浜市学力・学習状況調査」等のデータ分析により授業改善や児童生徒理解を一層推進するとともに、客観的な根拠に基づく教育政策を子どもの成長に関わる人と共有し、連携して質の高い教育につなげます。

※Evidence Based Policy Making エビデンスに基づく政策形成

(1) 一人ひとりを大切に

横浜市は、これまで「横浜教育ビジョン 2030」等に基づき、児童生徒一人ひとりの多様性を尊重し、つながりを大切にした教育を推進してきました。4期計画ではさらに、それぞれの個性や発達の段階に応じて、資質・能力を育成するための指標を掲げ、全ての子どもの資質・能力の育成に取り組み、自ら未来を切り拓き、創る子どもを育成します。

横浜市では、特別な支援や配慮が必要な児童生徒、日本語指導が必要な児童生徒、不登校児童生徒は年々増加しており、適切な支援を行うことが求められています。さらに、何らかの理由で学校生活に困難を感じている児童生徒や、虐待やいじめなど口に出せないけれども苦しみを抱えている児童生徒も大勢います。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、児童生徒が学校で学ぶ喜びを感じられるよう、教職員の努力や家庭や地域、関係者の方々のご協力により、感染対策を行いながら教育活動を再開していますが、感染症への不安など、児童生徒の心への影響を意識する必要があります。

私たちは、今だからこそ、子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にして丁寧に見守り、「だれもが」「安心して」「豊かな」学校生活を送れるよう日々の教育活動に取り組んでいく姿勢を徹底する必要があります。そのような学校風土の中で、子どもが失敗を恐れず夢や目標に向かってチャレンジすることを応援していきます。

その上で、それぞれの資質・能力を育成していくよう取り組みます。

平成29年の新学習指導要領の改訂を踏まえ、横浜市では「社会に開かれた横浜らしい教育課程」の実現を目指し、教育課程の基準である「横浜市立学校 カリキュラム・マネジメント要領」を策定しました。これに基づき、各学校では、それぞれの「学校らしさ」を生かした教育課程を編成し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善をはじめとする教育活動の質の向上に取り組んできました。

また、GIGAスクール構想の推進に基づき、1人1台端末や、大容量・高速ネットワークが整備され、児童生徒の学びの可能性が広がりました。

さらに、令和4年度には「横浜市学力・学習状況調査」を改訂し、一人ひとりの学力の伸びを、義務教育の9年間経年で把握できるようになりました。

横浜が今まで大切にしてきた教育の強みと、最先端のICTのベストミックスにより、児童生徒が学ぶことがますます楽しくなり、その結果、一人ひとりの資質・能力の育成につなげられるよう、授業改善を推進します。

(2) みんなの計画・みんなで実現

児童生徒のだれもが安心して豊かな学校生活を送り、それぞれの資質・能力を伸ばしていくためには、学校の内外で連携し、社会全体のみんなで子どもを育む環境づくりが求められています。

すなわち、①学校において複数で見守る体制や、組織的な児童生徒の支援体制の整備 ②教職員と家庭・地域・児童相談所や医療や福祉等の関係機関・民間企業・NPO等との連携・協働による「チーム横浜」での児童生徒の成長への関わり ③教職員が児童生徒をしっかりと支えることができるよう、教職員の育成・働き方改革の推進 が必要です。

横浜市はこれまで、教科分担制によるチーム学年経営の推進、児童支援・生徒指導専任教諭の授業を代替することを目的とした非常勤講師配置のフルタイム化の推進、スクールソーシャルワーカーの拡充等による専門職の活用、部活動指導員や職員室業務アシスタントの配置、ICT支援員の派遣など、様々な取組を通じて複数での見守りや、児童生徒支援体制の拡充に努めてきました。一人ひとりを大切にした教育実践のために、引き続き取組を推進していく必要があります。

また、医療的ケアが必要な児童生徒への看護師の配置・派遣など、引き続き医療・福祉等の関係機関との連携を強化していく必要があります。

さらに、児童生徒のより良い学びや不登校児童生徒支援等にあたっての民間企業・NPO等との連携や、市立図書館など学校教育以外の部署との連携、幼保小連携、学校運営協議会と地域学校協働活動の一体的な推進による地域と学校の連携・協働、など学校外との連携も重要です。

「みんな」のうち、子どもたちにとっての最大の教育環境となる教職員については、全国的に教員志望者が減少している中、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正に基づき、小学校の学級編制において 1 学級あたりの標準が 40 人から 35 人へ段階的に引き下げられることに加えて、特別な支援を必要とする児童生徒の増加に伴う個別支援学級数の増加傾向により、更なる教員数の増加が見込まれるため、意欲や能力の高い教員を確保していくことが求められます。

また、人権意識を高める中でそれぞれがもつポテンシャルを最大限発揮できるよう持続可能な体制の構築を目指していきます。その上で、新学習指導要領の実施や 1 人 1 台端末の活用など教育内容の多様化に対応するため、教職員の資質・能力の向上が求められており、教職員の学ぶ時間を確保することが必要であることから、教職員の資質・能力の向上と働き方改革の両立が重要です。

教職員の働き方改革については、横浜市では平成 30 年 3 月に策定した「教職員の働き方改革プラン」(以下、プラン)に掲げた 4 つの戦略²に基づいた 40 の取組を総合的に推進してきました。その結果、時間外在校等時間が月 80 時間を超える教職員の割合は、プランを策定した平成 30 年度と令和 3 年度の市の全体平均を比較すると、小学校で 8.1%から 5.1%、中学校では 32.8%から 18.0%と着実に減少しているものの、80 時間を超える教職員は一定数残っており、道半ばの状況です。

今後は、さらに改革の実効性を高め、一人ひとりが改善を実感できるようにするために、プランに基づくこれまでの総合的・全市的な取組に加え、具体的で焦点を絞った取組を加速させることが重要です。そのため、データ分析により焦点化された課題とその解決に向けた教職員への支援を連動させること等を通じて、働き方改革と教職員の資質・能力の向上をこれまで以上に一体的に推進していきます。

² 戦略 1 学校の業務改善支援、戦略 2 学校業務の適正化、精査・精選、戦略 3 チーム体制の構築と人員配置の工夫・充実、戦略 4 教職員の人材育成・意識改革

(3) EBPMの推進（客観的な根拠に基づく教育政策の推進）

横浜市はこれまで、横浜市学力・学習状況調査の結果の分析等を通じ、客観的な根拠に基づく教育政策の推進に努めてまいりました。3期計画の策定から3年たち、世の中のデータ活用の流れはいっそう加速しています。教育においても、GIGAスクール構想を前倒しで進めたことにより、児童生徒一人につき1台端末が整備され、将来的には学習履歴等の把握・蓄積が進むことが期待されています。

現在、整備を進めている新たな教育センターでは、産学公民が連携し、子どもの新たな学びを創造するために、最先端のICTやデータ等を活用した調査・研究等に取り組む予定です。

なお、データ活用は、教職員による教育実践の蓄積という横浜市の財産に加え、これまで培われてきた実践の成果や課題を可視化し、共有するための手助けになるものです。日々刻々と状況が変わる学校現場における最終的な判断はプロフェッショナルである「教師」によってなされることはこれまでと変わりありませんが、その一助としてデータを活用し、よりよい教育への探究を継続することが有効です。

また、EBPMを推進し、客観的なデータに基づいて目指す方向や進捗状況について対話をを行うことは、様々な人の共通理解を得るとともに、学校現場における教育実践と教育委員会における政策を連携させ、教育の質をあげることにつながります。

「一人ひとりを大切に」の視点を実現していくためにも、EBPMは大いに貢献します。

これまで横浜市では、小学校6年生及び中学校3年生を対象とした年1回の「全国学力・学習状況調査」に加え、市立の全小中学校、義務教育学校及び特別支援学校の小学校2年生から中学校3年生約24万人を対象に、「横浜市学力・学習状況調査」を独自に実施してきました。

過去5年間の「全国学力・学習状況調査」の結果では、横浜市の各教科の平均正答率は全国平均と同程度あるいは上回る結果となっています。市全体の「平均」は一定程度の結果を安定して示すことができている一方で、「横浜市学力・学習状況調査」を分析すると、個人の正答率の差が大きく、一人ひとりの学習の習熟度に応じたきめ細かな指導が求められているという現状があります。

こうした課題に取り組むために、「横浜市学力・学習状況調査」を令和4年4月に全面改訂³し、一人ひとりの学力⁴の伸びを、義務教育9年間を通じて継続的に把握できるようにしていきます。

今までも、調査した年度の学校や学年の学力の全体像については、横浜市の平均との比較、学力層⁵や経年変化等により分析し、各学校が学習状況に応じた指導の工夫を行ってきました。

しかし、あくまでも当該年度の平均値との比較、学校や学年の全体像の把握であり、児童生徒一人ひとりの学力の経年での伸びを捉えることはできていませんでした。

改訂した調査を活用し、児童生徒一人ひとりの学力の「伸び」を測る指標を計測することで、より一層、個性や発達の段階に応じた教育活動が行われることを目指します。

約24万人の児童生徒を対象にした試みは、基礎自治体としては全国最大・初となります。

引き続き、全国学力・学習状況調査を通じた全国平均と横浜市平均との比較や、横浜市学力・学習状況調査を通じた学校や学年の学力の概況の把握については継続しながら、4期計画では、いわゆる非認知能力の一層の分析を含め、国や企業・大学等の関係機関と連携しながら、一步踏み込んだ形で客観的なデータに基づいた学力分析・学力向上に挑戦します。さらに、「Y-Pアセスメント」⁶の活用による深い児童生徒理解、授業改善、支え合う風土づくりを推進します。

³ 児童生徒一人ひとりの学力の伸びの経年変化を捉えられるようにするため、調査問題の作成に項目反応理論（IRT）を導入するとともに一人ひとりの児童生徒に個人番号を付与しています。また、今後、端末上で調査を実施すること（CBT）を見据えて、検討を進めていきます。

⁴ 学校教育法で定義される広義の学力ではなく、横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況を指します。

⁵ 各教科について、横浜市の当該学年の児童生徒全体を、人数がほぼ等しくなるよう正答率で四分割したもの。正答率が同じ児童生徒が多数いるため、学力層は完全に25%ずつにはなりません。

⁶ 横浜市が開発した、集団や個の社会的スキル育成状況を把握するための分析ツール

7 計画体系（案）

柱	施策
1 一人ひとりを大切にした学びの推進	<ol style="list-style-type: none"> 主体的・対話的で深い学びの実現 情報教育の充実及び教育DXの推進 特別支援教育の推進 多様な教育的ニーズに対応した教育の推進 新たな時代に向けた高校教育の推進 小中一貫教育及び幼保小連携の推進
2 ともに未来をつくる力の育成	<ol style="list-style-type: none"> 英語教育の充実及び国際理解教育の推進 持続可能な社会の創り手育成の推進
3 豊かな心の育成	<ol style="list-style-type: none"> 人権尊重の精神を基盤とした教育活動の推進 安心して学べる学校づくり
4 健やかな体の育成	<ol style="list-style-type: none"> 生涯にわたる健康づくりと中学校給食の推進
5 家庭・地域等の多様な主体との連携・協働	<ol style="list-style-type: none"> 多様な主体とつながる教育の充実 福祉・医療等との連携による支援の充実 家庭教育支援の推進
6 いきいきと働き、学び続ける教職員	<ol style="list-style-type: none"> 教職員の採用・育成・働き方の一体的な改革
7 安全・安心でより良い教育環境	<ol style="list-style-type: none"> 学校施設の計画的な建替え 安全・安心な施設環境の確保 学校規模・通学区域の適正化
8 市民の豊かな学び	<ol style="list-style-type: none"> 生涯学習の推進 新たな図書館像の構築及び読書活動の推進 横浜の歴史に関する学習の場の充実

8 今後のスケジュール案

9月	令和4年第3回市会定例会常任委員会（素案説明）
9月～10月	パブリックコメント実施
2月～3月	令和5年第1回市会定例会常任委員会（原案説明）
3月	策定・公表

自ら学び 社会とつながり ともに未来を創る人 わたしの・あなたの・みんなの成長

視点 1

一人ひとりを大切に…

～本気で「誰ひとり取り残さない」を実現～

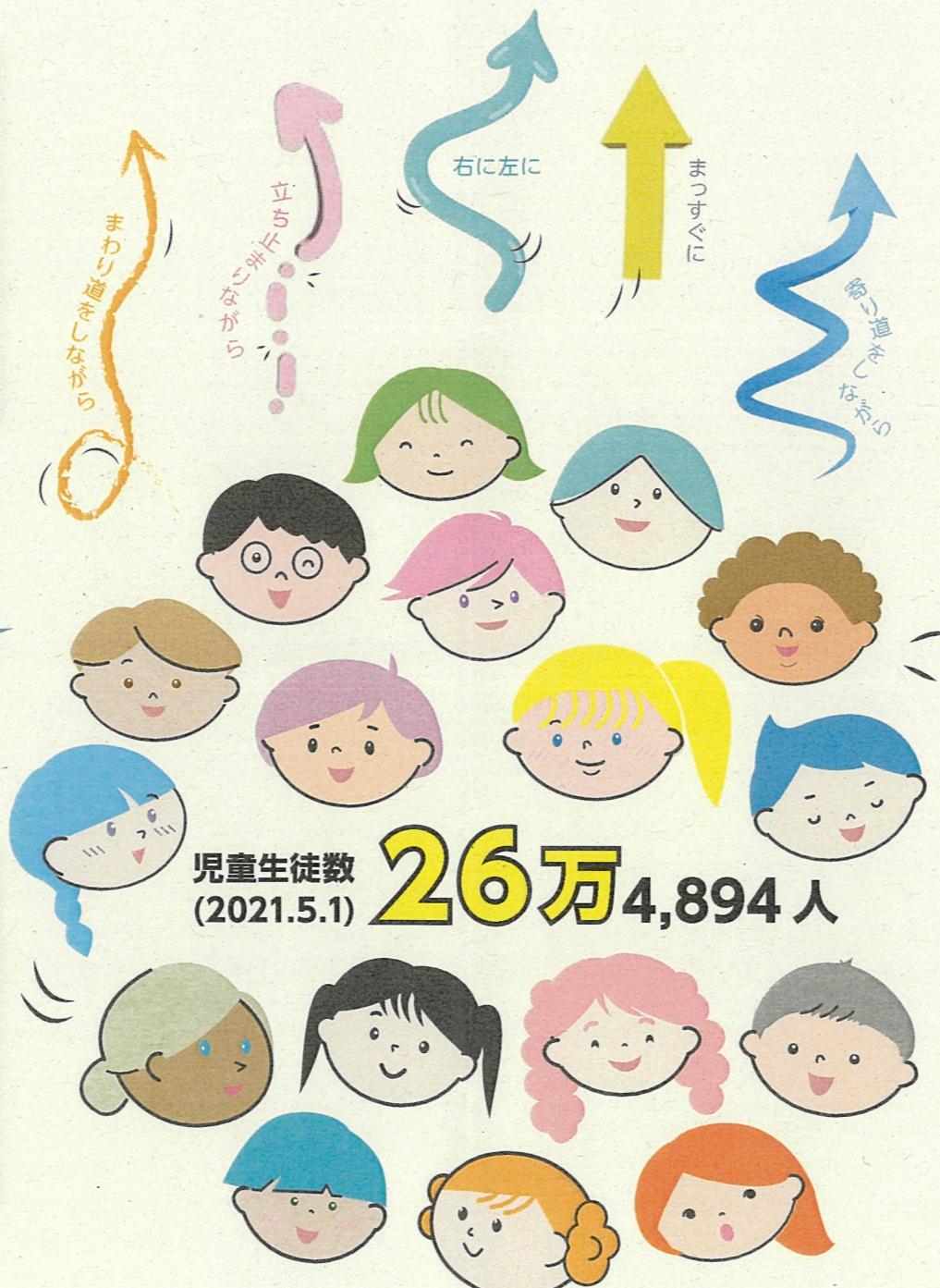
特別な支援が必要な子どもも、日本語指導が必要な子どもも、不登校の子どもも、口には出せないけれども苦しみを抱えている子どもも。

26万人全員の個性に応じた「成長」を大切にします。



特別支援学校や個別支援級

などで学ぶ児童生徒 … 約14,000人
日本語指導が必要な児童生徒 … 約3,100人
不登校児童生徒等 … 約6,600人



視点 2

みんなの計画・ みんなで実現

先生が一人で抱え込む教育は限界。

学校のチカラ、家庭・地域のチカラ、企業・NPOのチカラ、子どもの成長に関わるみんなの力を結集して、みんなではまつ子を育みます。



上記イメージ図は、右記の本計画
の「3つの視点」を分かりやすいよ
うに図示したもので

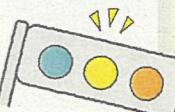
【視点1】一人ひとりを大切に…子ども一人ひとりの個性や多様性を大切にし、「だれもが」「安心して」「豊かに」の人権尊重の精神を基盤とする教育を推進するとともに、それぞれの資質・能力を育成します。

【視点2】みんなの計画・みんなで実現…複数で子どもに関わる体制の強化及び、家庭・地域・関係機関・民間企業・NPO等との連携・協働により、チーム横浜で子どもを育てます。

【視点3】EBPMの推進…「横浜市学力・学習状況調査」等のデータ分析により授業改善や児童生徒理解を一層推進するとともに、客観的な根拠に基づく教育政策を子どもの成長に関わる人と共有し、連携して質の高い教育につなげます。

視点 3

経験・勘 ✕ データ



先生が培ってきた経験・勘にデータをかけ合わせ、より確かな子どもの理解、早期の子どものサイン発見を実現します。

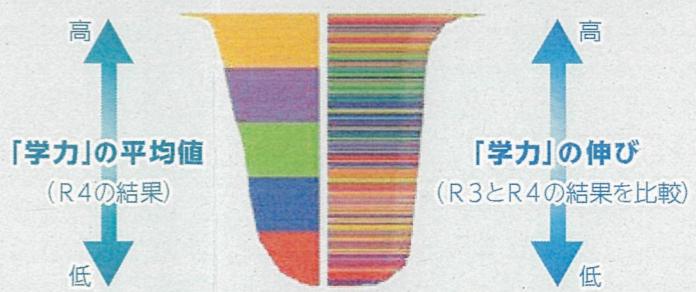
EBPM*の推進

*Evidence Based Policy Making エビデンスに基づく政策形成



クラスや学校、市の平均点の比較にとらわれず
一人ひとりの学力に応じて「伸ばす」教育へ。

「学力」の平均値が高い学校 ≠ 「学力」を伸ばす学校
どの学校も、子ども一人ひとりの学力を伸ばすことができる!!



※「学力」…横浜市学力・学習状況調査における、学習の理解や習熟の状況
出典：「令和4年度横浜市学力・学習状況調査」

「学力」の伸びを最重要指標の1つに掲げる取組は初の試み